

(縮刷版)

福島県ツーリズムガイド認定試験実施要領

- 第1 認定の目的
- 1 県内のツーリズムガイドのレベルアップを図る。
 - 2 認定制度を通じて県民からの信用・信頼を得ながら、ツーリズムガイド団体の活動の充実・強化を推進する。
 - 3 本県観光の推進と地域の活性化に寄与する。
- 第2 認定試験の実施及び認定権者
- 認定試験は、福島県ツーリズムガイド連絡協議会（以下、「協議会」という。）が実施する。
認定試験の合格者は、協議会会長（以下、「会長」という。）が認定する。
- 第3 認定試験及び合格認定の区分
- 認定試験及び合格認定は、「自然系」及び「まちなか系」に区分する。
なお、認定試験は、将来そのレベルに応じ段階を設けて実施するものとし、認定内容も段階に応じ認定するものとする。
- 第4 受験資格
- 下記の条件をすべて満たす希望者を対象とする。
- (1) 協議会が実施する福島県ツーリズムガイド研修会（ベーシック）研修を修了した者。
 - (2) 会長が認める「分野別・地域別研修」に参加した者
- 第5 試験科目
- 書類審査
会長が別途定めるテーマによるレポートとする。
面接試験
面接試験官は毎年度、協議会役員会で指名する。
- 第6 試験実施場所
- 毎年度、協議会役員会で決定するものとする。
- 第7 受験料
- 毎年度、協議会役員会で決定するものとする。
- 第8 募集期間及び試験実施日
- 毎年度、協議会役員会で決定するものとする。
- 第9 募集手続き
- 1 協議会事務局は、協議会員に対して募集要項を送付し、受験希望者を募集する。
 - 2 受験希望者は、受験申込書（第1号様式）を協議会事務局に提出する。
 - 3 協議会事務局は、受験資格を満たす申込者に対し、受験票（第2号様式）を送付する。
- 第10 認定証の交付
- 会長は、認定試験に合格した者に認定証書（第3号様式）を交付する。
- 第11 認定の有効期間
- 認定証の有効期間は、交付の日から起算して3年とする。
- 第12 認定の有効期間の延長
- 認定証の交付の日から起算して3年目の年に協議会が行う措置を受けた者は、認定証の更新及び認定期間の延長を行うことができるものとする。
- 第13 その他
- この要領に定めるもののほか、認定試験の実施に関して必要な事項は、協議会役員会で定めるものとする。
- (附 則)
- この要領は、平成16年12月7日から施行する。

福島県ツーリズムガイド研修会(ベーシック研修)実施要領

第1 研修会の目的

- 1 県内のツーリズムガイドの基礎知識の拡充とガイド技術の向上を図る。
- 2 地域の観光資源の保護・継承を図るとともに、県内の観光振興を促進する。
- 3 県内のツーリズムガイドのネットワーク化を図る。

第2 主催

福島県ツーリズムガイド連絡協議会(以下、協議会という。)

(事務局：福島県商工労働部観光グループ内)

第3 受講資格

下記の条件を満たす希望者を対象とする。

- (1) 満18歳以上の協議会会員又は協議会員以外の者で研修の趣旨に賛同する者
- (2) 全ての講座を受講できる者
- (3) 個別の講座を受講できる者

第4 募集人員

60名程度とする。

第5 研修期間

原則として3日間とする。

第6 研修の実施場所

毎年度、協議会役員会で決定するものとする。

第7 カリキュラム内容

カリキュラムは、講義、演習及び現地研修等で編成するものとし、詳細は講師の選定と併せて決定するものとする。

第8 参加費用

毎年度、協議会役員会で決定するものとする。ただし、宿泊費、旅費及び食事代等は参加者の自己負担とする。

第9 募集期間及び研修会実施日

毎年度、協議会役員会で決定するものとする。

第10 受講者の募集手続き

- 1 協議会事務局は、協議会員に対して募集要項を送付し、受講者を募集する。
- 2 受講希望者は、受講申込書（第1号様式または第2号様式）を協議会事務局に提出する。
- 3 協議会事務局は、受講資格を満たした希望者に対し、受講証を送付する。

第11 修了証書の交付

協議会会長は、以下の全ての基準を見たした場合に修了証書（第3号様式）を交付するものとする。

- (1) 原則として全ての講義を受講していること
- (2) 受講意欲、受講態度が良好と認められること

第12 その他

この要領に定めるもののほか、研修会の実施・運営に関する必要な事項は協議会役員会で定めるものとする。

(附 則)

この要領は、平成16年2月2日から施行する。

この要領は、平成17年8月23日から施行する。

この要領は、平成18年7月10日から施行する。

(別紙：講座内容)

平成18年度福島県ツーリズムガイド連絡協議会全体研修会日程表

月日	講座 番号	項目	講座内容	時刻 (時間)	講師
11.7		受付	受付	12:00～13:00 (60分)	
(火)		初エンション	開校式・オリエンテーション	13:00～13:30 (30分)	事務局
	①	理念	ツーリズムガイドの役割	13:30～15:00 (90分)	(財)日本交通公社 環境デザイン室長 大隅一志氏
	②	地域の理解	福島学「総論・歴史・文化」	15:15～17:00 (105分)	県立博物館専門学芸員 佐々木長生氏
	③	ガイド技術	ガイドの基本技術	18:45～20:30 (105分)	JTIC SWISS 山田桂一郎氏
11.8	④	ガイド技術	福島学「生物」	8:30～10:10 (105分)	(国)福島大学 姓システム専攻 助教授 黒沢高秀氏
(水)	⑤	地域の理解	現地研修：自然系	10:30～12:10 (100分)	いなわしろ伝保人の会
	⑥	ガイド技術	ガイドにおける企画・立案Ⅰ	13:30～15:00 (90分)	(株)ピッキオ
	⑦	〃	ガイドにおける企画・立案Ⅱ	15:15～17:00 (90分)	〃
11.9	⑧	ガイド技術	現地研修：まちなか系	8:30～10:10 (100分)	いなわしろ伝保人の会
(木)	⑨	ガイド技術	リスクマネジメント	10:30～12:00 (90分)	日本アウトドアネットワーク (JON) 弁護士 早川 修氏
	⑩	ガイド技術	ガイドに対応した保険について	13:00～14:30 (90分)	(有)オフィステラ 町頭隆児氏
		研修総括	修了式	14:40～15:10 (30分)	事務局
全10講座					